

茨市推第1080号
令和3年9月10日

各地域自治組織 代表者様

茨木市 市民文化部
市民協働推進課長 高崎 亮

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止
に向けた対応等について(お知らせ)

日ごろから、地域コミュニティの醸成に格別のご尽力とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、国では、令和3年9月9日(木)に「新型コロナウイルス対策本部」の会議が開催され、現在、発出されております緊急事態宣言における緊急事態措置を実施すべき期間を、令和3年9月30日(木)まで延長することが決定されました。

また、大阪府では、同日に「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」が開催され、令和3年9月13日(月)から9月30日(木)まで、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されるとともに、府民に対して、引き続き、「不要不急の外出(通院、生活必需品の買い出しなどは対象外)の自粛」や「不要不急の旅行など都道府県間の移動は極力控えること」、「重症化リスクが高い40代・50代は特に感染防止対策を徹底すること」等が要請されています。

本市では、府の要請等を踏まえ、令和3年9月10日(金)に「茨木市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等についての期間を令和3年9月13日(月)から9月30日(木)まで延長することとし、内容につきましては、前回と同様に市主催(共済含む)の市民が参加するイベントや集会の制限、また、公共施設等について、利用時間を午後8時までとすることを決定いたしましたので、ご理解とご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

また、地域の皆さんにおかれましても、ワクチン接種の有無に関わらず、自己への感染を回避していただくとともに、他人に感染させないよう徹底していただきますようお願いいたします。

なお、可能な範囲で、地域自治組織の構成団体の皆さんにお知らせいただきますようお願いいたします。